

医療経理室

医政局 令和8年度予算案の概要

※()内は令和7年度当初予算額、【 】内は令和7年度補正予算額
予算案額 1,852.6億円 (1,794.2億円)
[12,407.7億円]

○今後も人口減少、高齢化が続く中、将来の医療需要を見据えつつ、新たな感染症等や自然災害など緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制の整備・強化を行うとともに、医師偏在対策及び医師・医療従事者の働き方改革など各種施策を一体的に推進する。
○我が国の医薬品産業、医療機器産業の競争力強化に向けた取り組みを推進していくことは不可欠であり、魅力のある環境づくりを通じて創業力の強化及び国際競争力の強化を図る。後発医薬品においては、生産性の向上、人材の育成等ガバナンスの強化、業界再編や企業間の連携・協力の推進を行う。
○医療DXを通じたサービスの効率化・質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進する。

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

補正予算	○医療・介護等支援パッケージ（医療分野）	1兆368.2億円
	・医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援	5,341.2億円
	・施設整備の促進に対する支援	461.6億円
	・福祉医療機構による優遇融資等の実施	803.9億円
	・生産性向上に対する支援	200.0億円
	・病床数の適正化に対する支援	3,489.8億円
	・出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援	71.7億円

	地域医療構想の実現に向けた取組の推進	654.7億円(620.0億円)
	・地域医療介護総合確保基金	647.3億円(613.0億円)
	・入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業	4.7億円(3.9億円)
	等	

	医師偏在是正に向けた対策の推進	149.9億円(123.9億円)
	医師・医療従事者の働き方改革の推進	105.6億円(106.2億円)
	一体的に推進	
	総合的な医療提供体制改革を実施	

	重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ	29.8億円(0億円)
	・地域医療介護総合確保基金を活用した医師偏在対策の推進(注1)	
	・総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業	4.5億円(4.5億円) 等

	重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業	14.1億円
	・医師偏在是正に向けた広域マッチング事業	2.0億円
	・診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業	10.0億円
	・総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業	1.1億円
	等	

	医療計画等に基づく医療体制の推進	516.7億円(556.2億円)
	・かかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進	
	・災害/救急/へき地医療体制、ドクターヘリ、在宅医療の推進	
	・歯科口腔保健、歯科保健医療提供体制の推進	
	・医療安全の推進 等	

	特定行為研修及び看護師確保の推進	10.8億円(11.3億円)
	・特定行為研修の推進	
	・多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進 等	
	補正予算	・難島へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業 1.2億円 等

	国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化	105.4億円(111.3億円)
	・医療の国際展開の推進	
	・外国人患者の受入環境の整備	
	・新興感染症対応力強化事業	
	・個人防護具の備蓄等事業 等	
	補正予算	・新興感染症対応力強化事業 48.6億円 等

2. 小児・周産期医療体制の充実

	小児・周産期医療体制の充実	20.5億円(7.5億円)
	・周産期母子医療センター運営事業	9.1億円+統合補助金247.0億円の内数(統合補助金266.5億円の内数)
	・地域小児医療体制強化事業	3.8億円+統合補助金247.0億円の内数(統合補助金266.5億円の内数) 等
	補正予算	・地域連携周産期医療体制モデル事業 6.0億円

(注1) 地域医療介護総合確保基金の内数。
※金額は令和8年度予算額、()内は令和7年度当初予算額、[]内は令和7年度補正予算額

3. 創業力等強化に向けた医薬品・医療機器のイノベーションの推進、安定供給確保

	有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進	44.4億円(44.4億円)
	・創業基盤強化支援事業	8.7億円(9.3億円)
	・優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業	1.2億円(0億円)
	・クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進	29.3億円(30.7億円) 等
	補正予算	・革新的医薬品等実用化支援基金事業 240.8億円
	・優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業	7.6億円
	・再生医療等実用化基盤整備促進事業	3.0億円 等

	国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備	30.6億円(31.5億円)
	・医療技術実用化総合促進事業	25.2億円(26.6億円) 等
	補正予算	・新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業 12.2億円
	・国際共同治験ワンストップ相談窓口事業	2.9億円
	・医療技術実用化総合促進事業	21.7億円 等

	ドラッグラグ・ドラッグロスの解消	0.4億円(0.3億円)
	・小児医薬品開発支援体制強化事業	0.4億円(0.3億円) 等
	補正予算	・特定医療技術等の導入に向けた未承認薬等アクセス確保事業 0.5億円
	・未承認薬等迅速解消促進調査事業	0.6億円 等

	研究開発によるイノベーションの推進	17.1億円(17.4億円)
	・がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業	13.0億円(13.0億円) 等
	補正予算	・がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 45.9億円 等

	医薬品等の安定供給の推進	15.0億円(3.6億円)
	・抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業	9.4億円(0億円)
	・医薬品供給リスク等調査及び分析事業	0.7億円(0億円) 等
	補正予算	・後発医薬品製造基盤整備基金事業 844.3億円
	・医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業	62.9億円
	・人工呼吸器の国内生産体制強化事業	25.3億円
	・抗菌薬等医薬品備蓄体制整備	15.7億円
	・医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業	0.9億円
	・医薬品安定供給・流通確認システムの機能追加にかかる設計・開発	3.2億円
	・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業	78.9億円 等

	医療DXの推進	15.3億円(25.7億円)
	・保健医療情報利活用推進関連事業	4.9億円(5.3億円) 等
	補正予算	・全国医療情報プラットフォーム開発事業 74.1億円
	・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業	14.7億円
	・電子カルテ情報共有サービスに関する国民・医療従事者等への周知広報事業	2.0億円
	・医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業	65.7億円 等

4. 医療DXの推進

	5. 各種施策	
	・死因究明等の推進	2.5億円(2.7億円)
	・国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備	310.3億円(309.5億円)
	・国立病院機構における医療政策等の実施	11.6億円(11.8億円)
	・東日本大震災からの第3期復興・創生期間における地域医療の再生支援(注2)	60.6億円(34.9億円) 等

(注2) 東日本大震災復興特別会計に計上。 ※デジタル庁計上分含む。 ※項目間で一部経費の重複あり。

令和8年度 予算案の概要

(厚生労働省医政局)

令和8年度 予算案 (A)	1, 852億62百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計	62億28百万円〕
令和7年度 補正予算 (B)	12, 407億74百万円
(A) + (B) =	14, 260億36百万円
令和7年度 予算額 (C)	1, 794億23百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計	34億94百万円〕
(A) - (C)	58億39百万円
	(対前年度比：103.3%)
(A) + (B) - (C)	12, 466億13百万円
	(対前年度比：794.8%)

(注) 計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注) デジタル庁計上予算として令和8年度予算案に15億18百万円が、令和7年度当初予算に14億29百万円が、令和7年度補正予算額に162億60百万円がそれぞれ含まれている。

主要施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

・地域医療構想の実現に向けた取組の推進	655億円
・医療計画等に基づく医療体制の推進	517億円
・医師偏在是正に向けた対策の推進等	150億円
・医師・医療従事者の働き方改革の推進	106億円
・特定行為研修及び看護師確保の推進	11億円
・国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化	105億円

2. 小児・周産期医療体制の充実

21億円

3. 創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器のイノベーションの推進、安定供給確保

・有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進	44億円
・国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備	31億円
・ドラッグラグ・ドラッグロスの解消	0.4億円
・研究開発によるイノベーションの推進	17億円
・医薬品の安定供給の推進	15億円

4. 医療DXの推進

15億円

令和7年度補正予算における主な施策

○ <u>医療・介護等支援パッケージ（医療分野）</u>	<u>10,368億円</u>
・ 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援	5,341億円
・ 施設整備の促進に対する支援	462億円
・ 福祉医療機構による優遇融資等の実施	804億円
・ 生産性向上に対する支援	200億円
・ 病床数の適正化に対する支援	3,490億円
・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援	72億円
○ <u>医療の確保、DXの推進等</u>	<u>546億円</u>
・ 医師偏在是正に向けたリカレント教育の実施や医師のマッチングへの支援等	3億円
・ 特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進	4億円
・ ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保	24億円
・ 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築	6億円
・ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化	15億円
・ 生涯を通じた歯科健診を行う環境整備の推進	9億円
	等
○ <u>創薬力強化に向けたイノベーションの推進、医薬品等の安定供給確保等</u>	<u>1,381億円</u>
・ 革新的医薬品等実用化支援基金の造成による創薬環境の整備	241億円
・ 後発医薬品製造基盤整備基金の造成による後発医薬品企業の品目統合等に向けた設備投資等の支援	844億円
・ ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備	12億円
・ 再生医療等の臨床研究支援等に係る基盤の体制整備・強化	3億円
・ がん・難病の全ゲノム解析における情報基盤の構築、研究の推進	46億円
・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化	8億円
・ 臨床研究中核病院における国際水準の治験・臨床試験対応能力の強化	22億円
・ 医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援	63億円
・ 抗菌薬等や人工呼吸器の国内在庫の確保等に向けた体制整備への支援	41億円
・ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援	5億円
・ バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援	79億円
	等
○ <u>災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化</u>	<u>59億円</u>
・ 医療施設等の耐災害性強化	37億円
・ 医療施設等の災害復旧費	14億円
	等

目次

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化	- 3 -
医療・介護等支援パッケージ（医療分）	- 4 -
(1) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進	- 5 -
(2) 医療計画等に基づく医療体制の推進	- 8 -
(3) 医師偏在是正に向けた対策の推進等	- 16 -
(4) 医師・医療従事者の働き方改革の推進	- 20 -
(5) 特定行為研修及び看護師確保の推進	- 23 -
(6) 国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化	- 25 -
2. 小児・周産期医療体制の充実	- 29 -
3. 創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器のイノベーションの推進、安定供給確保	- 30 -
(1) 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進	- 30 -
(2) 国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備	- 34 -
(3) ドラッグラグ・ドラッグロスの解消	- 36 -
(4) 研究開発によるイノベーションの推進	- 37 -
(5) 医薬品等の安定供給の推進	- 38 -
4. 医療DXの推進	- 41 -
5. 各種施策	- 45 -

主要施策

1. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

今後も人口減少・高齢化が続く中、各地域において、将来の医療需要を見据えつつ、新たな感染症等や、地震災害・風水害等の自然災害など、緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制を整備・構築する必要がある。

また、令和7年の改正医療法等を踏まえ、新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るものへ位置付けを見直すことや、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携の推進等に取り組むとともに、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援等の実施により、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づく取組を進める。また、「医療計画」、「地域医療構想」、「医師の働き方改革」、「医師偏在対策」、「外来機能の明確化・連携」、「かかりつけ医機能の確保」など各種施策を一体的に推進する。

加えて、在宅医療については、効率的で持続可能な在宅医療の提供体制を確保するため、第9次医療計画への反映も見据え、新たに、求められる在宅医療の機能（①退院支援 ②日常の療養支援 ③急変時の対応 ④看取り）における ICT 技術等の活用のあり方を検討するとともに、多職種連携に係る ICT 活用等に関するモデル事業を実施する。

さらに、次の感染症危機に適切に備えるため、引き続き、協定締結医療機関に対する施設改修や設備整備等の支援や個人防護具など感染症対策物資の備蓄体制等の強化を図る。

医療・介護等支援パッケージ(医療分)

令和7年度補正予算額 1,036,816百万円

- 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援 534,117百万円
経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- 施設整備の促進に対する支援 46,163百万円
現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。
- 福祉医療機構による優遇融資等の実施 80,385百万円
物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、独立行政法人福祉医療機構(WAM)による優遇融資等を着実に実施する。
- 生産性向上に対する支援 20,000百万円
ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る医療機関への支援を実施する。
- 病床数の適正化に対する支援 348,980百万円
病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援 7,171百万円
出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

(1) 地域医療構想の実現に向けた取組の推進

65,473百万円(対前年+3,472百万円)
令和7年度補正予算 748百万円

1

地域医療介護総合確保基金

公費 96,014百万円

(国 64,731百万円、地方 31,283百万円)

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

新たな地域医療構想は、2040年頃を見据え、入院だけでなく、外来・在宅医療、介護連携等も含めた構想とし、医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）に着目した連携・再編・集約化の取組を行うこととしており、令和7年度に国で構想ガイドラインを作成、令和8年度以降都道府県で新たな地域医療構想策定の議論を行う予定であり、引き続き、地域医療介護総合確保基金により構想ガイドラインに即した、都道府県の取組や、医療機関の連携・再編・集約化の取組を加速化させるため支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

さらに、医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

加えて、女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

なお、所要の法改正を行った上で、ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な経費を支援する事業を新設するとともに、現行の区分VIを見直す予定としている。

(参考) 地域医療介護総合確保基金の対象事業

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(事業区分Ⅰ-1)

公費20,000百万円(国13,333百万円、地方6,667百万円)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業(事業区分Ⅰ-2)

公費2,165百万円(国2,165百万円)

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

③居宅等における医療の提供に関する事業(事業区分Ⅱ)

公費54,400百万円(国36,267百万円、地方18,133百万円)の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

④医療従事者の確保に関する事業(事業区分Ⅳ)

公費54,400百万円(国36,267百万円、地方18,133百万円)の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業(事業区分Ⅵ)

公費14,300百万円(国9,533百万円、地方4,767百万円)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関等を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う(勤務医の労働時間短縮の推進)。

⑥生産性向上支援に関する事業(新区分)

公費5,148百万円(国3,432百万円、地方1,716百万円)

ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な経費を支援する。

病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、医療法等改正に伴い、令和8年度から新たに開始される医療機関機能報告の集計等を行う。

【令和7年度補正予算 728百万円】

○医療法に基づく医療機関機能報告㊦

728百万円

医療法改正に伴い必要となる医療機関機能報告制度の実施のため、G-MIS に新たな機能の追加を行う。

(2) 医療計画等に基づく医療体制の推進

51,674百万円(対前年▲3,945百万円)
令和7年度補正予算額 20,838百万円

1

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進

54百万円(85百万円)

令和7年度より施行されたかかりつけ医機能報告制度について、各自治体において、本制度が地域において円滑に運用されるための必要な取組を行う。

【令和7年度補正予算 1,881百万円】

○医療機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度に係るG-MISの改修等経費㊦

601百万円

医療機能情報提供制度について、改正医療法により施行される制度改正に伴い必要となる機能改修等を行うとともに、かかりつけ医機能報告制度について、医療機関の報告負担の軽減等を踏まえた必要となる機能改修等を行う。

○全国統一システムに係る改修等経費㊧

1,280百万円

医療機能情報提供制度に基づく国民への情報提供を実施する全国統一システム(医療情報ネット)について、改正医療法により施行される制度改正に伴い必要となる機能改修等を行う。

2

ドクターヘリ活用の推進

10,011百万円(9,889百万円)

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。

【ドクターヘリ関係の予算の内訳】

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・ドクターヘリ事業従事者研修事業 | 7百万円 |
| ・ドクターヘリ症例データベース収集事業 | 4百万円 |
| ・ドクターヘリ導入促進事業※ | 10,000百万円 |

※ドクターヘリ導入促進事業は医療提供体制推進事業費補助金
24,697百万円の内数

【令和7年度補正予算 2,209百万円】

- ドクターヘリ運航体制緊急支援事業 2,209百万円
ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制を確保するため、ドクターヘリの機体の調達・整備、資機材の調達、整備士等の確保等に係る費用を支援する。

3

救急医療体制の推進

833百万円（836百万円）

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター等への支援を行う。

【救急医療関係の主な予算の内訳】

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ・遠隔ICU体制整備促進事業 | 98百万円 |
| ・救急医療体制強化事業 | 359百万円 |
| ・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備） | 189百万円 |
| ・救急現場に出動するドクターカー活用促進事業 | 90百万円 |
| ・病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業 | 41百万円 |

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金24,697百万円を活用

○主な事業メニュー

救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業 等

【令和7年度補正予算 395百万円】

- 救急医療情報連携プラットフォーム構築のための調査研究事業 99百万円
令和7年度の地方創生交付金 TYPES 事業での成果を踏まえ、民間システムや EMIS との連携も可能な「救急医療情報連携プラットフォーム」の構築のための調査を行う。
- 遠隔ICU体制整備促進事業(医療施設等設備整備費補助金) 270百万円
「遠隔ICU支援を行う側」に勤務する集中治療を専門とする経験豊富な医師が、「遠隔ICU支援を受ける側」に入院する複数の患者を集中的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う体制を整備するために必要な設備整備費を支援する。
- 病院救急車機能向上推進事業 7百万円
病院救急車に関する指針に則り、乗務員となる医療従事者に対する研修を実施し、より安全な患者搬送が可能となる病院救急車の機能の向上を推進する。
- 救急救命士国家資格等情報連携・活用システム事業 10百万円
救急救命士については、「国家資格等情報連携・活用システム」により資格管理を行う予定となっていることから、当該システムへの移行が円滑に行えるよう、受験申請手続及び資格申請手続にかかる基盤整備のほか、キャッシュレス決済の手数料等にかかる整備を行う。

○「国家資格等情報連携・活用システム」運用開始に向けた救急救命士名簿データ移行等業務

4百万円

救急救命士については、「国家資格等情報連携・活用システム」により資格管理を行う予定となっていることから、当該システムへの移行が円滑に行えるよう、救急救命士名簿をデータ化し、「国家資格等情報連携・活用システム」への移行を行う。

○ドクターカー現場安全管理研修事業

5百万円

ドクターカーの出動現場において、医療従事者が安全に医療活動を行うことができるように、救命救急センターの職員を対象に、ドクターカー運用に係る、現場安全管理研修を行う。

4

災害医療体制の推進 (一)一部

1,879百万円 (1,739百万円)

うち、デジタル庁計上予算340百万円

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害拠点病院等や災害等のリスクの高い地域に所在する医療機関等の体制強化や施設整備に対する支援等を行う。

新興感染症への対応や大規模災害発生直後の被災地における迅速な活動調整等を目的とした DMAT 事務局等の体制拡充や、地域における災害等の危機管理を指導する専門家の養成等を図るとともに、ドクターヘリを活用した災害時の患者搬送調整を行うドクターヘリ支援本部を DMAT 事務局内に設置する。

【災害医療関係の主な予算の内訳】

・DMAT 体制整備事業	1,234 百万円
・DPAT 体制整備事業	72 百万円
・DPAT 養成支援事業	25 百万円
・災害・感染症に係る看護職員確保事業	88 百万円
・JDAT 養成支援事業	6 百万円
・災害時小児周産期リエゾン研修及び活動支援事業	15 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 24,697 百万円を活用

○主な事業メニュー

基幹災害拠点病院設備整備事業、地域災害拠点病院設備整備事業 等

【令和7年度補正予算 10,010百万円】

- 医療施設等の耐災害性強化 3,668百万円
医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化等の改修等、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等のほか、災害拠点精神科病院に必要な診療設備等の整備等の対策を講じる。
- ・医療施設ブロック塀改修等整備事業 19百万円
 - ・医療施設非常用自家発電装置施設整備事業 786百万円
 - ・医療施設給水設備強化等促進事業 153百万円
 - ・医療施設浸水対策事業 262百万円
 - ・災害拠点精神科病院施設・設備整備事業 978百万円
 - ・医療施設等耐震整備事業 1,470百万円
- 医療施設等災害復旧費補助金 1,430百万円
自然災害により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療施設等、一定の要件に該当する医療施設等の建物工事費等の復旧に要する費用について補助する。
- 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 54百万円
災害・感染症医療業務従事者の派遣に要する設備整備に対してかかる費用を補助する。
- 船舶を活用した災害医療活動体制整備事業 62百万円
船舶を活用した医療提供体制の整備を推進するため、船舶において医療チームが救護活動を展開するために必要な専用資器材の購入・設置・保管等を行う。
- 医療コンテナ活用促進事業 43百万円
災害時等の医療を確保するため、都道府県及び病院が平時から医療コンテナを整備するために必要な費用について補助する。
- 新EMISとG-MIS連携に係る改修等経費 ㊦ 49百万円
G-MISと新EMISとのデータ連携、IDaaS環境等の構築を行う。
- 災害時等歯科保健医療提供体制整備事業 4,703百万円
災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行うとともに、歯科巡回診療車を活用した提供体制の検証等のモデル事業を行う。

5

へき地保健医療対策の推進 ㊦^{一部}

2,669百万円 (2,298百万円)

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所、巡回診療等を行うへき地医療拠点病院等への支援を行う。

【へき地医療関係の主な予算の内訳】

- ・へき地医療拠点病院運営事業 403 百万円
- ・へき地診療所運営事業 1,587 百万円
- ・オンライン診療を活用したへき地医療支援実施医療機関運営支援事業 100 百万円

【令和7年度補正予算 20百万円】

○へき地医療拠点病院運営事業(モデル事業分)

20百万円

第8次医療計画の新規追記事項に沿って、オンライン診療を活用した巡回診療や代診医派遣等の取組みを、数か所のへき地医療拠点病院がモデル的に行い、課題、好事例などを収集し、横展開や医療計画の見直し等に活用することを目的とする。

6

在宅医療の推進

140百万円 (86百万円)

人生会議（ACP）の普及・啓発活動を一層推進していくとともに、在宅医療の推進に向けて、救急医療の現場や自治体などの関係機関間での在宅医療患者に対する連携強化のための事業や災害時の在宅医療提供体制を強化するための業務継続計画（BCP）策定事業等を行う。

【在宅医療関係の主な予算の内訳】

- ・人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 110 百万円
- ・在宅医療・救急医療連携セミナー 13 百万円
- ・在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業 12 百万円

【令和7年度補正予算 172百万円】

○地域の在宅医療の体制整備に向けた連携支援事業

39百万円

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の整備に際し、整備や運用に課題を抱える拠点に対する伴走支援をはじめ、課題や運用に関するガイドブックの改訂、相談窓口の設置等を実施する。加えて、地域における多職種間の連携や調整機能を担う人材を育成するための研修を実施する。

○在宅医療の効率化のためのデジタル化及びICT導入促進に係るモデル事業

112百万円

デジタル化やICT導入等の手法により、在宅医療の質を担保しつつ、効率化を図ることが求められていることを踏まえ、希望する自治体をもとに設定したモデル地区に対するデジタル化及びICTの導入補助と在宅医療の実施を円滑に進めるための伴走支援を実施する。

○人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査に向けた調査項目等の検討

21百万円

平成4年度以降、概ね5年に一度「人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査」を実施している。次回令和9年度の調査に向けて、今後の人生の最終段階における医療・ケアに関する政策の立案にも資するよう、効果的な調査の設計を行う。

7

医療安全の推進

1,099百万円(1,099百万円)

更なる医療安全の確保を推進するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止に向けた普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等の取組を更に進める。

【医療安全関係の主な予算の内訳】

・医療安全支援センター総合支援事業	18百万円
・医療事故情報収集等事業	93百万円
・産科医療補償制度運営費	106百万円
・医療事故調査支援センター運営費	754百万円
・医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業	52百万円

【令和7年度補正予算 10百万円】

○医療機関管理者向け医療安全研修事業

10百万円

全国の医療機関の管理者を対象とした医療安全の研修を構築・実施し、もって医療機関における管理者を中心とする組織的な安全管理体制の構築や、医療安全文化の醸成、医療事故対応の質向上を図ることを目的とする。

8

歯科口腔保健・歯科保健医療提供体制の推進 一部

1,729百万円 (2,672百万円)

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和5年厚生労働省告示第289号）を踏まえ、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、自治体における歯科健診や歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援する。

さらに、各地域の実情を踏まえて、歯科保健医療提供体制を構築するための取組を支援するとともに、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士の離職防止・復職支援等の取組や歯科専門職の業務の普及啓発により業務の理解を深め良質な人材を確保する。

【歯科口腔保健・歯科保健医療関係の主な予算の内訳】

・ 8020 運動・口腔保健推進事業	1,104 百万円
・ 歯科衛生士の人材確保実証事業(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)	52 百万円
・ 歯科技工士の人材確保対策事業(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)	36 百万円
・ 歯科医療提供体制構築推進・支援事業	274 百万円
・ 歯科専門職の業務の普及啓発事業(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)	2 百万円
・ 歯科 OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業	68 百万円
・ 共用試験公的化に係る体制整備事業 (歯科)	33 百万円

【令和7年度補正予算 6,083百万円】

- 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)パイロット事業 877百万円
簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診を主体的に行う保険者及び事業主に対して支援を行う。
- 災害時等歯科保健医療提供体制整備事業(再掲) 4,703百万円
災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行うとともに、歯科巡回診療車を活用した提供体制の検証等のモデル事業を行う。
- 歯科電子カルテの標準仕様策定のための調査事業 205百万円
歯科電子カルテについて、情報共有サービス等の医療 DX 群との連携を想定した標準仕様を策定するために、歯科電子カルテとして具備すべき要件について調査、研究を行う。
- 歯科専門職の業務の普及啓発事業(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業) 149百万円
歯科専門職の業務について、国民の理解を深めるとともに、良質な人材確保のため、効果的な普及啓発を実施する。
- 歯科技工に係る広告等の監視・収集事業 13百万円
歯科技工広告ガイドライン」に基づき、歯科技工に関する広告やウェブサイト等について委託事業者による巡回・監視を行うとともに、歯科医師、歯科技工士等が不適切な事例等を発見した場合に、委託事業者に通報を行う体制整備等を行う。
- 歯科技工所情報提供システム(仮称) 21百万円
全国の歯科医療機関等が、取引先の歯科技工所の歯科技工所名、歯科技工所届出番号、所在地、歯科技工の内容等の情報を適切に把握することができるような情報提供サイトを構築するために必要な要件等について整理・検討を行う。
- 歯科専門職のキャリアデータベースシステム構築事業(仮称)(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業) 11百万円
就業している又は離職した歯科衛生士・歯科技工士が登録を行うキャリアデータベース及び求人を行う歯科医療機関等とのマッチングが可能なシステムの構築に向けて、求められる機能、要件等について調査・検証を行う。

○歯科医師臨床研修におけるオンライン届出システム構築事業㊦

103百万円

歯科医師臨床研修施設が年次報告や臨床研修施設等変更届出書、研修プログラム追加・変更届出書等をオンライン申請で管理するとともに、地方厚生局等が確認できるようシステム構築を行う。

(3) 医師偏在是正に向けた対策の推進等

14,990百万円(対前年+2,601百万円)

令和7年度補正予算額 4,492百万円

1

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 (新)

2,000百万円(0百万円)

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行う。

2

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業 (新)

456百万円(0百万円)

地域の中核病院等からの医師派遣による重点医師偏在対策支援区域の医師の確保を推進するため、重点医師偏在対策支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

3

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業 (新)

528百万円(0百万円)

重点医師偏在対策支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行う。

4

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

455百万円(455百万円)

地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を全国的に進めるため、総合診療医センターを各ブロックに整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を継続的に行うために必要な支援を行う。

5**専門医認定支援事業****154百万円（154百万円）**

医師の地域偏在、診療科偏在の是正に向けたより一層の取り組みを推進・充実させるため、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う一般社団法人日本専門医機構や地域医療に配慮した研修体制の構築に取り組む都道府県や医療機関への支援を図る。

6**OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業****360百万円（428百万円）**

OSCE の公的化に対応できる模擬患者・評価者等を養成し、充実した OSCE を実施するために、効率的で質の高い評価体系並びに実施体制の確立を図る。

7**共用試験公的化に係る体制整備事業****83百万円（83百万円）**

試験問題の質向上・難易度の均衡といった試験問題の管理、全国共通の合否基準での試験実施、共用試験の実施全体の管理及び円滑かつ確実な実施に必要な支援を行う。

8**臨床研修費等補助金****10,760百万円（11,080百万円）**

平成 16 年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策（医師多数県の病院に採用された研修医の一部が、半年程度、医師少数県等の地域の病院において研修を行う「広域連携型プログラム」を令和 8 年度から開始）を支援し、もって地域において安心・信頼してかかれる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

9**地域医療介護総合確保基金を活用した医師偏在対策の推進(再掲・5ページ)****64,731百万円の内数**

医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

【令和7年度補正予算 4,492百万円】

- 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業 1,407百万円

重点区域の医療機関の勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。
- 国民健康保険中央会等のシステム改修 1,250百万円

改正医療法等において、都道府県は医療計画で「重点医師偏在対策支援区域」を定めることができ、重点区域における医師手当の支給事業を保険者からの拠出金により行うことができるとされている。保険者からの拠出金の納付等のため、社会保険診療報酬審査支払機構及び国民健康保険中央会が実施するシステム改修に対する補助を行う。
- 市町村による医師確保対策支援モデル事業 80百万円

市町村が都道府県と連携して取り組む医師確保対策について支援を行い、その効果を検証する。
- 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業 200百万円

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。
- 医師偏在対策にかかる調査・分析事業 21百万円

医師偏在対策にかかる取組について、その効果の検証や、施策を実施する上での必要なデータ、エビデンス収集、事業実施に向けた必要な体制整備など、より効果的な政策が実現できるよう調査・分析等を行うもの。
- 診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業 1,000百万円

各診療領域の学会が、診療科偏在の是正に向けて、遠隔医療の実証研究やマニュアル作成を行い、診療領域の特性に応じた対応や医療機関と都道府県との連携を促進することを目的とする。
- 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 107百万円

総合的な診療能力を有する医師の育成やリカレント教育を推進し、医師の地域・診療科偏在対策の一環として、幅広い疾患に対応できる総合診療医の養成を強化することを目的とする。
- 医師等働き方調査事業（長時間労働の傾向にある診療科を中心とした医療機関の勤務環境改善に係る調査研究及び支援事業） 194百万円

医師の働き方改革を推進するため、長時間労働となっている医療機関を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、勤務環境の取組を伴走型で支援の上、成果等を調査分析し、好事例として横展開する。
- 大学における恒久定員内地域枠設置促進事業 204百万円

大学が都道府県と連携し、地域枠の恒久定員内での設置や育成を進めるとともに、専門研修以降の地域定着状況を把握する基盤を整備し、医師偏在対策と定員適正化を両立させることを目的とする。

○専門医認定支援事業

29百万円

専門医制度を通じた地域・診療科偏在対策を一層推進するため、特別地域連携プログラムの実施における基幹施設による連携施設確保、専攻医受入れ環境整備や調整等への支援を行う。

(4) 医師・医療従事者の働き方改革の推進

10,562百万円(対前年▲59百万円)
令和7年度補正予算額 1,579百万円

1	地域医療介護総合確保基金を活用した勤務医の労働時間短縮の推進 (再掲・5ページ) 9,533百万円 ※地域医療介護総合確保基金の内数
----------	---

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

a. 働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

1	医療従事者勤務環境改善推進事業 30百万円(19百万円)
----------	---

各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターが行う管内の医療機関に対する助言等の機能を向上させ、医療勤務環境改善支援センターの体制の充実を図るため、研修会の実施や有識者等の派遣を行う。

2	医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円(10百万円)
----------	--

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行う。

【令和7年度補正予算 1,300百万円】

〇ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けたモデル医療機関調査支援事業
1,300百万円
医師の働き方改革を推進するため、モデル医療機関における勤務環境改善に資する関連機器等のパッケージ導入を支援するとともに、勤務環境改善の取組状況等を収集・分析して好事例としてとりまとめ、横展開する。

b. 医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

1

長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業

10百万円 (10百万円)

医療機関は時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる長時間労働医師に対して健康確保のために面接指導を実施することが義務付けられているため、長時間労働医師が勤務する医療機関において、面接指導体制を整備することを目的として研修システムや教材（e ラーニング等）を活用した研修を実施するとともに、ロールプレイ研修等を実施することでより効果的な研修事業を行う。

2

医療機関勤務環境評価センター運営費

133百万円 (133百万円)

医療法に基づき「医療機関勤務環境評価センター」に指定された公益社団法人日本医師会に対し、安定的な組織運営を図る観点から一定の財政支援を行う。

3

集中的技能向上水準の適用に向けた対応事業

56百万円 (56百万円)

審査業務関連システム等の運用及び保守管理を行うとともに、医療機関の申請書や、医師が作成する技能研修計画の審査業務に係る全般的な事務業務等のほか、申請データの整理及び分析を行う。

【令和7年度補正予算 85百万円】

OG-MIS(特例水準申請)改修経費 ㊦

85百万円

既存の G-MIS システムの改修を行い、より正確かつ円滑に長時間労働の医師が所属する医療機関に係る情報を収集・分析する。

c. 組織マネジメント改革の推進等

1

病院長等を対象としたマネジメント研修事業

30百万円（30百万円）

医師の働き方改革の推進に向け、病院長等の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、病院長等向けの研修を行う。

2

女性医療職に関する取組

213百万円（213百万円）

① 女性医師支援センター事業 161百万円

平成19年1月30日に開設した女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、育児休業中の女性医師の代替医師確保など男性医師も含む人材確保が必要なことから、女性医師等再就業講習会を開催するとともに、女性医師等の就業促進等のための調査を実施する。

② 子育て世代の医療職支援事業 52百万円

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援に取り組む医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

3

地域医療介護総合確保基金(再掲・5ページ)

64,731百万円の内数

女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

【令和7年度補正予算 194百万円】

○医師等働き方調査事業（長時間労働の傾向にある診療科を中心とした医療機関の勤務環境改善に係る調査研究及び支援事業）（再掲） 194百万円

医師の働き方改革を推進するため、長時間労働となっている医療機関を中心に、労働時間短縮にかかる総合的な取組を行う医療機関を選定し、勤務環境の取組を伴走型で支援の上、成果等を調査分析し、好事例として横展開する。

(5) 特定行為研修及び看護師確保の推進

1, 076百万円 (対前年▲58百万円)

令和7年度補正予算額 453百万円

1

特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成 **新**一部

582百万円 (512百万円)

少子高齢化の進展に伴い、高まる在宅医療等の医療需要へ対応するため、特定行為研修の指定研修機関の確保及び質の充実を図るとともに、受講環境の整備及び受講機会を提供することにより、特定行為研修修了者を加速的に養成する。

【特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業の主な予算の内訳】

- ・ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 119 百万円
- ・ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 414 百万円
- ・ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 30 百万円
- ・ 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業 19 百万円

2

多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進 **新**一部

346百万円 (259百万円)

今後の持続的な看護人材の確保のため、看護師等養成所における学生の多様なニーズに合った学習環境を整備する必要があることから、複数養成所において、一部施設のサテライト化等により遠隔授業を推進するため、ICT 機器の導入、養成所間での講義内容の調整等の養成体制の再構築に必要な経費に対する支援を行うなど看護師確保を推進する。

【多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進の主な予算の内訳】

- ・ 中央ナースセンター事業 259 百万円
- ・ 人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業 87 百万円

(令和7年度補正予算 453百万円)

- 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業 157百万円**
看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- 看護管理者の能力向上支援事業 41百万円**
看護管理者等向けのポータルサイトの設置運営及び管理や、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。また、病院が多様な働き方の導入するための支援を行い、その結果をまとめた事例集を作成、周知する。
- 中央ナースセンター事業(多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進経費・NCCS 改修による無料職業紹介事業の充実経費部分) 118百万円**
今後増大する看護ニーズに対応していくため、多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進、NCCS(ナースセンター・コンピュータ・システム)改修による求職者の利便性向上など無料職業紹介事業の更なる充実に必要な経費に対する支援を行う。
- 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業 119百万円**
離島・へき地の病院・診療所等で医師のタスク・シフト/シェアを推進し、離島・へき地における看護師(特定行為研修修了者)を確保するため、特定行為研修準備委員会の設置や特定行為研修修了者の在籍出向等に必要な経費に対する支援を行う。
- 看護師等学校養成所報告管理運用事業(改修分)㊦ 18百万円**
保健師助産師看護師法施行令第14条等に基づく教育実施状況等の報告及び統計法に基づく統計調査(看護師等学校養成所における入学状況及び卒業生就業状況調査)をオンラインで実施するための「看護師等学校養成所報告管理システム」についてシステム改修を講ずる。

(6) 国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化

10,539百万円(対前年▲594百万円)

令和7年度補正予算額 5,332百万円

a. 医療の国際展開の推進

1

医療の国際展開の推進

479百万円(668百万円)

医療技術や医薬品、医療機器に関連する人材育成、日本の経験・知見を活かした相手国の医療・保健分野の政策形成支援を行うため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れ等を実施する。

【医療の国際展開の推進関係の予算の内訳】

- | | |
|--|--------|
| ・医療技術等国際展開推進事業 | 340百万円 |
| ・医療国際展開推進等事業 | 66百万円 |
| ・国際展開の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進・調査事業 | 73百万円 |

2

外国人患者の受入環境の整備

318百万円(341百万円)

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における外国人患者受入のための環境整備は喫緊の課題であり、地域の外国人患者受入の拠点となる、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における多言語対応等の体制整備を通じて、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。

【外国人患者の受入環境の整備関係の予算の内訳】

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ・外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業 | 143百万円 |
| ・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業 | 70百万円 |
| ・医療費の不払い等の経歴がある外国人に係る情報の収集等管理事業 | 55百万円 |
| ・外国人患者受入れに係る地域医療提供体制整備推進事業 | 50百万円 |

【令和7年度補正予算 154百万円】

○日本型医療インバウンド確立・推進のための調査・実証事業 115百万円

医療インバウンド確立・推進のため、外国人の医療需要(ニーズ)や国内の医療機関における詳細な外国人患者の受入れ状況、体制等に関する調査・把握、マーケティング戦略の検討、継続的な患者誘客等のための国内外の医療機関・民間企業等との連携体制の構築・強化、世界に向けた効果的なプロモーションの実施等に関する調査・実証を行う。

○医療費の不払い等の経歴がある外国人に係る情報の収集等管理事業㊦ 39百万円

一定額以上の不払い経歴のある外国人情報を出入国在留管理庁へ共有する仕組みの対象を在留外国人にも拡大し、在留審査に活用する仕組みを構築するために必要な運用変更、更なるセキュリティ対策のためのシステム改修等を行う。

b. 次なる感染症危機に備えた体制強化

1

個人防護具の備蓄等事業

9,500百万円 (9,000百万円)

次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、備蓄水準に基づき、国、都道府県、協定締結医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。あわせて、使用推奨期限が到来する前の物資について、順次売却等を行うことにより、備蓄量の平準化を図っていく。

2

新興感染症対応力強化事業

医療施設等施設整備費補助金2,410百万円の内数(405百万円)

医療施設等設備整備費補助金2,385百万円の内数(482百万円)

医療施設運営費等補助金124百万円(124百万円)

新興感染症の発生に備えて、都道府県が策定する予防計画・医療計画により設定した協定締結の目標に基づき準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するため、①施設・設備整備、②医療従事者等の研修への支援を行う。

【令和7年度補正予算 5,178百万円】

○新興感染症対応力強化事業 4,855百万円

都道府県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、個人防護具の保管庫等の施設・設備整備に対する支援、都道府県における感染対策等に関する医療従事者等の研修に対する支援を行う。

○重症患者診療体制整備事業 33百万円

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、重症患者に対する診療体制の不足が明らかになった。その原因である人材不足への対応として、ECMO や人工呼吸器等の取扱いを習得するための研修会を開催し、重症者治療に対応できる人材の育成を行う。

○医療機関等情報支援システム(G-MIS)(感染症法に基づく協定締結医療機関報告)㊦

90百万円

平時及び感染症発生・まん延時の報告画面の維持管理等の運用を行う。

○重点感染症に対するワクチン等開発体制整備事業 **100百万円**

重点感染症の流行国等の医療機関等の調査及び国内外のワクチン等開発関係者によるセミナー等を実施することで、平時からのワクチン等開発に係る国内外関係者の関係構築を支援する。

○重点感染症の MCM(感染症危機対応医薬品等)開発支援事業 **100百万円**

重点感染症に対処する体外診断用医薬品について、平時から国内承認に必要な臨床性能試験等の費用を補助することで MCM の利用可能性を確保するとともに、開発の知見や経験を蓄積させることにより、有事における迅速な応用開発に繋げる。

2. 小児・周産期医療体制の充実

2, 055百万円（対前年+1, 304百万円）
令和7年度補正予算額 7, 773百万円

小児・周産期医療体制を確保するため、集約化・重点化の基幹となる小児医療施設や周産期母子医療センターへの支援を拡充するとともに、地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化と役割分担の推進に向けた事業を行う。

1

周産期母子医療センター運営事業

911百万円+医療提供体制推進事業費補助金24, 697百万円の内数
（医療提供体制推進事業費補助金26, 655百万円の内数）

周産期母子医療センターの充実強化を迅速かつ着実に推進するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等の診療機能の強化、医師、看護師等の確保や処遇改善等に対する財政支援を行う。

2

地域小児医療体制強化事業

381百万円+医療提供体制推進事業費補助金24, 697百万円の内数
（医療提供体制推進事業費補助金26, 655百万円の内数）

全ての小児医療圏で、小児救急医療を含めて小児の診療が常時できる体制整備を進めるため、小児初期救急体制や広域搬送を受け入れる小児救命救急センターへの支援を拡充するとともに、過疎地域において不可欠な小児医療施設への支援を行い、医療機能の明確化や連携体制の構築促進を図る。

【令和7年度補正予算 7, 773百万円】

○出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援（再掲）

特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援する。また、地域の小児医療の拠点となる施設について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行う。

・分娩取扱施設支援事業	3, 526百万円
・地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)	328百万円
・地域連携周産期支援事業(産科施設)	334百万円
・小児医療施設支援事業	2, 983百万円

○地域連携周産期医療体制モデル事業

602百万円

地域における産科医療機関の集約化や役割分担を支援し、また地域の無痛分娩への麻酔科医の関与を支援する。

3. 創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器のイノベーションの推進、安定供給確保

日本は、数少ない創薬力・医療機器創出力を有する国の1つであり、世界的に用いられる新薬をいくつも生み出し、診断用医療機器の開発にも活発に取り組んでいる。創薬力等の向上に向けた取組を推進していくことは、患者やその家族の願いに応え、医療の質の維持・更なる向上に寄与することに加え、高付加価値型のイノベーションを創出し経済の成長を図っていく上でも、極めて重要である。

そのために、研究開発段階から早期にアカデミアやスタートアップのシーズを育て、実用化段階まで、研究開発の加速や人材の確保を含めた連続的な支援を行う環境・体制を構築、国際水準の治験・臨床試験実施体制を整備し、小児用医薬品や希少疾病用医薬品を含め国民に最新の医薬品を迅速に届け、革新的な医療機器を創出するための取り組みを推進する。さらに、バイオ医薬品、再生・細胞治療・遺伝子治療といった最新のモダリティへの変化やAI創薬・ゲノム創薬といった創薬手法の拡大に対応するため、バイオ医薬品の創出に向けた人材育成、有望なモダリティの実用化に向けた研究開発支援、臨床研究中核病院での先進的な取組等を強化していく。

また、想定を超える感染症の流行や輸入途絶等に備えるため、抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬等の増産又は備蓄の積み増しに係る費用を補助するとともに、供給確保が必要な医薬品について、原薬等の海外依存度が高い場合における供給リスク低減に取り組む製薬企業への支援や、供給リスク等調査を実施することで医薬品の安定供給体制を確保する。

(1) 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

4, 441百万円（対前年+5百万円）
令和7年度補正予算額 27, 682百万円

1

創薬基盤強化支援事業

871百万円（930百万円）

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るとともに、令和7年度から3年間の国庫債務負担行為により途切れのない支援を実施する。

2**次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業****145百万円(136百万円)**

令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、実生産設備を利用した実践的な研修プログラムを実施するなど国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を行う。

3**セルフケア・セルフメディケーション調査事業 新****63百万円 (0百万円)**

セルフメディケーション税制等について効果的な周知広報等の方法を調査・検証し、実施することで、セルフケア・セルフメディケーションの推進を行う。

4**医療機器基本計画の策定に向けた調査・検証事業****13百万円 (13百万円)**

第2期医療機器基本計画の取組の進捗状況等をフォローアップする検討会の運営を行う。

5**医療機器・体外診断用医薬品の保険適用に関するガイドブック作成事業 新****3百万円 (0百万円)**

企業が保険適用手続きの際に活用できる、診療報酬制度、保険医療材料制度、保険適用区分別の手続きの流れ、記入要領等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成する。

6**遺伝子治療実用化基盤整備促進事業****40百万円 (40百万円)**

大学病院や企業団体等からの有識者が参画する機構により、遺伝子治療の実用化を推進するため、①疾患・技術（モダリティ等）相談、②製造工程開発、品質規格開発の支援、③臨床研究計画等に対する技術的支援、④カルタヘナ制度の手続き等の規制対応支援、⑤再生医療臨床試験マッチング（産学連携）支援、⑥治験参加患者ネットワーク相談を実施する。

7

再生医療等指導調査支援事業 **新**

21百万円 (0百万円)

再生医療等提供計画の適切な提供のため調査等を行い、調査結果を踏まえ、行政側の報告徴収、立入検査、指導、処分等を支援することで、再生医療等の提供基盤を整備することを目的とした事業を実施する。

8

優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 **新**

119百万円 (0百万円)

優れた医療機器を創出できるエコシステムの構築に向けて、オープンイノベーションコア拠点を設置し、関連学会や海外のエコシステムとの連携体制等、医療機器創出の実証基盤や薬事・保険・事業戦略・臨床評価をワンストップで支援できる環境を整備し、医療機器産業振興拠点の充実・強化を図る。

9

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進 **新**^{一部}

2,933百万円(3,072百万円)

効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」構想の取組の一環として、全国の疾患登録システムを一覧化して公開し、相談窓口や情報の定期的な更新等を行う業務や、医薬品・医療機器開発にも利活用が可能な疾患登録システムを有する医療機関等と企業との間の共同研究を支援する取組等を行う。

【クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進関係の予算の内訳】

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ・クリニカル・イノベーション・ネットワーク総合推進事業 | 79百万円 |
| ・再生医療等実用化基盤整備促進事業 | 348百万円 |
| ・医療技術実用化総合促進事業 | 2,506百万円 |

10

放射性医薬品実用化推進研究事業 **新**

188百万円(0百万円)

※東日本大震災復興特別会計に一部計上

福島国際研究教育機構(F-REI)の中期目標、中期計画に基づき、がん治療への応用をはじめとするアルファ線放出核種等を用いた新たな放射性医薬品の臨床試験の実施等、RIの医療利用のための研究開発を行う。

【令和7年度補正予算 27,682百万円】

○革新的医薬品等実用化支援基金事業 24,080百万円

国庫と民間からの出えん金(寄附金)で「革新的医薬品等実用化支援基金」を造成する。当該基金では、創薬クラスターキャンパス整備事業者の取組や、政令で定める事業を支援し、より活発な創薬が行われる環境を整備する。

○創薬人材クロスアポイントメント推進事業 190百万円

製薬企業において副業・兼業の導入や活用が促進されるよう、導入円滑化に向けた調査等を行う。マッチングを支援するため、副業等を導入している複数企業による講演・パネルディスカッションや、アカデミアやスタートアップ等によるブース出展を行う、マッチングイベント「Bio - Talent Exchange Summit」を開催する。また、創薬に関し中長期的に必要な人材スキルを明らかにする調査事業を実施する。

○医療機器基本計画の策定に向けた調査・検証事業 28百万円

医療機器基本計画に関する調査研究事業(R6年度補正)において検討された中間とりまとめにおいて実施を検討すべきとされる施策や KPI について有識者を交えた議論を行うことにより、より効果的かつ実行性が高い第3期基本計画の策定を行う。

○再生医療等提供状況管理委託事業(システム経費)㊦ 148百万円

再生医療等提供計画等、再生医療等安全性確保法に基づく諸手続に係る台帳管理等を行うためのシステムを運営する。

○優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業 764百万円

医療機器産業の振興等に必要の人材の育成・リスクリング及びスタートアップ企業の振興ができる拠点に加え、戦略推進領域に関するオープンイノベーションコア拠点を新設し、優れた医療機器を創出できるエコシステムの充実・強化を図る。

○再生医療等実用化基盤整備促進事業 304百万円

関係学会を中心とした連合体による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備やアカデミアにおけるベクター製造体制整備の支援等を実施する。

(2) 国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備

3, 060百万円 (対前年▲91百万円)
令和7年度補正予算額 4, 140百万円

1

医療技術実用化総合促進事業

2, 517百万円 (2, 656百万円)

医療法に位置づけられている臨床研究中核病院において、その臨床研究基盤及びネットワーク機能を活用した臨床研究中核病院間の連携、各臨床研究中核病院の特色を生かした機能強化を推進するとともに、臨床研究・治験実施に係るノウハウを臨床研究中核病院外に共有・展開することで、日本全体の臨床研究基盤を強化し、日本発の革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元する取組みを推進する。

2

臨床研究推進事業 **新**

425百万円 (0百万円)

健康・医療戦略等において、国際水準の治験・臨床試験実施体制の整備や情報発信の必要性が指摘されている。そのため、臨床研究を実施する研究者を含む研究従事者等に対する養成研修を行い、質の高い臨床研究を実施できる人材育成及びCRBの質向上のための取組を強化する。あわせて、臨床研究に関する国民や患者の理解を深めるための施策を行うことで、臨床研究への参加促進を図る。

さらに、臨床研究法に関する相談窓口の設置、法の趣旨や規定にそった運用が適切に行われているかの調査を行うことで、臨床研究の推進を図るとともに、適正性及び信頼性を確保する。

【令和7年度補正予算額 4, 140百万円】

○新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業 1, 221百万円

国際的に競争力のあるFIH試験実施体制の国内整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進する。

○国際共同治験ワンストップ相談窓口事業 287百万円

ワンストップ相談窓口において、海外のベンチャー等から、国内での治験・臨床試験の実施について相談を受け、国内での治験実施を調整するとともに、国内での治験の実施を誘致する。

○医療技術実用化総合促進事業 2, 167百万円

能力ある臨床研究中核病院に対して生成AIの活用パイロット事業を始めとする治験・臨床研究DXの推進、国際ARO機能の強化、革新的医薬品等開発に取り組むベンチャーの臨床試験実施への取組を強化する。

○臨床研究データベースシステム大規模改修事業㊦

464百万円

治験・臨床試験を管理している「臨床研究データベースシステム」について、患者団体からの要望等を踏まえ、我が国の治験・臨床試験の推進に資するユーザーフレンドリーなシステムとすべく、改修を行う。

(3) ドラッグラグ・ドラッグロスの解消

36百万円（対前年+6百万円）
令和7年度補正予算額 281百万円

1

小児医薬品開発支援体制強化事業

36百万円(30百万円)

国立成育医療研究センターにおけるアカデミア等への小児用医薬品の開発支援内容の充実（実施可能性・コンセプト・計画等に関する助言等）や、産官学患からなる小児医薬品開発推進コンソーシアムの事務局機能の強化など、小児医薬品等の開発環境を整備する。

【令和7年度補正予算額 281百万円】

○小児医薬品開発ネットワーク支援事業

25百万円

開発を支援すべき小児用医薬品のリストの作成・更新や、企業に対する開発支援を行うと共に、ネットワークの活用により小児治験の被験者組み入れを加速することで、小児用医薬品の開発を促進する。

○特定医療技術等の導入に向けた未承認薬等アクセス確保事業

49百万円

超希少疾患の中でも薬事承認取得が特に困難な疾患を対象に、保険外併用療養費制度を利用した臨床試験等を支援することで、海外承認で国内未承認の医薬品・再生医療等製品又は未承認の遺伝子治療等へのアクセスを確保するとともに、当該技術等の有効性・安全性に関する知見の収集を進め、個別の技術等の状況に応じて、最適な社会実装方策へつなげる。

○未承認薬等迅速解消促進調査事業

57百万円

欧米で承認されているが日本では承認されていない未承認薬について、医療上の必要性の評価に必要な情報の整理を行い、未承認薬・適応外薬検討会議における評価・開発要請等の加速を図ることで、ドラッグ・ロスの解消を図る。

○先進医療B申請支援事業

150百万円

研究者に対する先進医療に係る研修資材作成や申請書類作成に係る支援等、先進医療の申請や実施する際の支援を実施する。

(4) 研究開発によるイノベーションの推進

1, 706百万円 (対前年▲37百万円)
令和7年度補正予算額 4, 637百万円

1

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

1, 300百万円(1, 304百万円)

令和7年度中に発足させるがん・難病の全ゲノム解析等の事業実施組織を、令和8年度から本格的に運営していくための人員や全ゲノムデータ・マルチオミクスデータ・臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤のシステム運用等の体制整備を推進する。

【令和7年度補正予算 4, 637百万円】

○がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業 4, 590百万円

現在構築を進めている創薬等に資する全ゲノムデータ等の情報基盤の利活用体制を整え、第三者提供を行うために、構築過程で発生した修正事項等を踏まえた改修・更新を早急に行い、AMED 研究で得られた既存データの迅速な移行と収集したデータの再解析や質を確保する。

○医療 AI 実用化基盤整備促進事業 47百万円

医療 AI の研究開発を促進するため、大学病院や企業団体の有識者で構成される医療 AI の研究開発を支援するプラットフォームを組織し、研究者や企業の支援に必要な情報等の調査を行い、医療 AI の効率的な研究開発に向けた基盤構築を目指す。

(5) 医薬品等の安定供給の推進

1, 498百万円 (対前年+1, 141百万円)
令和7年度補正予算額 103, 586百万円

1

医薬品安定供給支援事業 (新)

30百万円 (0百万円)

海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援する。

2

抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業 (新)

938百万円 (0百万円)

抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産及び備蓄に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

3

医薬品供給リスク等調査及び分析事業 (新)

68百万円 (0百万円)

国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、供給リスク等の調査を行い、供給確保医薬品のサプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを把握・点検する。

4

医薬品安定供給・流通確認システムの運用・保守 (新) (テ)

191百万円 (0百万円)

医薬品の供給状況の報告に係る国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、経時分析などの複雑な解析を可能とし、出荷状況の変更等を迅速に医療機関、薬局等に通知することのできる機能を有する「医薬品安定供給・流通確認システム」について、令和8年度にシステムが稼働した後の運用・保守を実施する。

平時より市場全体の医薬品の供給状況や地域ごとの医薬品（成分）の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向け、川下の医療現場の需給状況について、引き続き電子処方箋管理サービスにおける薬局の調剤データ等を活用し、リアルタイムでの需給モニタリングの実現性と費用対効果を踏まえた最適な方法についても検証する。

【令和7年度補正予算 103,586百万円】

○後発医薬品製造基盤整備基金事業 84,430百万円

後発医薬品産業全体の構造的問題を解決するため品目統合などに向けて計画的に生産性向上に取り組む企業に対し、設備投資や事業再編等への支援を行う。

○医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業 6,290百万円

医薬品の供給不足や災害時における安定供給の確保に向けた取り組み、及び流通改善・効率化への取り組みを行っている卸を認定し、当該取り組みに集中するための環境整備として、認定卸に対して必要な経費を支援する。

○人工呼吸器の国内生産体制強化事業 2,530百万円

海外依存度の高い人工呼吸器については、新型コロナウイルス感染症時に需要逼迫が発生したこと等から、国内生産体制強化を通じて有事の安定供給体制を構築することが重要である。このため、人工呼吸器の国内生産体制を強化しようとする企業に対して、建物建設費及び内製化に係る費用等について補助するものである。

○医薬品安定供給支援事業 40百万円

海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援する。

○抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業 1,565百万円

抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産及び備蓄に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

○医療機器等のサプライチェーンリスク評価及び安定供給確保事業 90百万円

医療機器の安定供給を維持するため、安定供給に課題のある個別事例の情報収集及び分析、代替品の増産等課題解決策を検討する。また、経済安全保障上の観点から、安定供給に課題のある事例についてサプライチェーンのリスク評価、米国関税の影響調査等を行う。

- 医薬品供給リスク等調査及び分析事業 340百万円
国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、供給リスク等の調査を行い、供給確保医薬品のサプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを把握・点検する。
- 医薬品安定供給・流通確認システムの機能追加に係る設計・開発 ㊦ 320百万円
平時より市場全体の医薬品の供給状況や医薬品(成分)の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向け、川上の製造販売業者の供給状況に係るデータを集計し、モニタリングに必要なシステム改修を行う。
- バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業 7,887百万円
製薬企業がバイオ後続品の国内製造に取り組む際に必要となる、国内製造工場等の設備整備費用に対し、支援を行う。
- 薬機法等改正に伴うPMDAシステム改修 11百万円
薬事行政事務を行うための「医薬品医療機器申請・審査システム」(Pegasusシステム)について、許可申請時等における供給体制管理責任者の氏名等の届出を可能とするため、同システムの改修を行う。
- 薬価調査システム要件定義・調達支援等事業 ㊦ 82百万円
薬価調査について、オンライン回答機能、データチェック機能等を有するシステムを構築するにあたり、システムの要件定義等の仕様及び調達に係る各種支援業務を実施する。

4. 医療DXの推進

1, 534百万円（対前年▲1, 040百万円）
令和7年度補正予算額 30, 180百万円

令和4年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めることとされ、総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部」が設置され、政府を挙げて施策を推進している。引き続き、令和5年6月に策定された「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、全国医療情報プラットフォームの構築等、医療DXの更なる推進に取り組む必要がある。

また、国民が電子カルテ情報共有サービスのメリットを早期に享受し、医療機関にとっても効率的な形で電子カルテの導入が進むよう、標準型電子カルテの普及・展開や医療情報化支援基金を活用した医療機関への補助を通じて、電子カルテ導入の取組と並行して電子カルテ情報共有サービスの普及を進める。

この他、病院の情報システムについては、更新や維持管理に要する費用の上昇抑制やサイバーセキュリティの向上、生成AIなど最新技術を活用しやすくするため、現在のオンプレミス型のシステムを刷新し、電子カルテ/部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行を目指す。

さらに、社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、こうした医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。

1

保健医療情報利活用推進関連事業

488百万円（531百万円）

「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化等、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等の医療DXの推進に向けた取組を遅滞なく着実に進めていく上で必要な調査等を実施し、具体的な政策を推進する。

2

高度医療情報普及推進事業

83百万円（83百万円）

医療機関間等の連携や情報共有が図られるよう、電子カルテ等医療情報システム等で使用する医療用語等の標準マスターの整備、普及推進を行う。

医療機関等が、随時標準マスターを利用できるようマスター更新や標準マスターを実装していない医療機関からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を図り、電子カルテ情報の標準化を推進する。

3

保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業

43百万円 (43百万円)

ネットワークを活用し医療情報等を医療機関間等で共有する取組が進展する中、医師のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの対応が必要となっており、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発のため、医療関係者向け説明会の開催やHPKI認証局の運営に必要な経費を支援する。

4

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

103百万円 (103百万円)

国内の医療機関を標的としたランサムウェアを利用したサイバー攻撃は年々高度化、巧妙化しており、その結果、診療を長時間休止せざるを得ない深刻な事態も起こっている。そのため、医療機関向けセキュリティ研修の実施、及びサイバーセキュリティインシデントが発生した医療機関の原因究明や対応の指示などの初動支援体制の強化等を図る。

5

医療機関等情報支援システム(G-MIS)保守運用等経費 ㊦

770百万円 (501百万円)

新型コロナウイルス感染症対策として構築・運用されてきたG-MISについて、今後は新興感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして、各種調査等を実施するとともに、長期的に運用していくため、必要な保守等を行う。

6

医療等分野の電子署名基盤整備事業 ㊦㊧

34百万円 (0百万円)

保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)が利用している現行の暗号アルゴリズムは、暗号技術検討会及び関連委員会(CRYPTREC)が公表しているセキュリティ強度要件の基本設定方針において2030年までに移行することが求められている。本事業において、想定されるHPKIの暗号移行に対応するための認証局システムの構築を行う。

【令和7年度補正予算 30,180百万円】

○全国医療情報プラットフォーム開発事業 7,410百万円

全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービス等に登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを整備し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。また、意識不明等で患者の意思確認ができない状態でも医療情報閲覧を可能とする仕組み(救急時医療情報閲覧機能)の更なる機能強化等を行う。

○医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 ㊦^{一部} 1,475百万円

サイバー攻撃の経路となる外部接続点が多数存在する医療機関に対して、セキュリティを強化する目的として、その適正化・維持管理体制づくりについて外部の専門家による調査・計画策定等の支援および適正化実施への補助を行う。

○医療提供体制構築を支援する医療機関等情報支援システム(G-MIS) ㊦^{一部} ㊦^新 3,576百万円

今後、新興感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして運用していくため、今後実施する各種報告・調査の実装等、令和7年度中に必要な改修等の実施及び必要な機能追加を柔軟かつ効率的に実施できるよう次期システムの構築に向けて調達支援を導入する。

【医療機関等情報支援システム(G-MIS)保守運用等経費事業関係の予算の内訳】 ㊦^{一部} ㊦^新

・医療機関等情報支援システム(G-MIS)に係る改修等経費	1,929百万円
・次期システム構築に向けての調達支援等経費	95百万円
・医療機能情報提供制度に係る改修等経費	289百万円
・かかりつけ医機能報告制度に係る改修等経費	312百万円
・新EMISとG-MIS連携に係る改修等経費	49百万円
・感染症法に基づく協定締結医療機関報告に係る改修等経費	90百万円
・医療法に基づく医療機関機能報告に係る改修等経費	728百万円
・特例水準申請に係る改修等経費	85百万円

○医療DXの効果的な周知広報戦略に係る普及促進事業 25百万円

医療DXの各施策横断的な一体的広報を実施し、国民及び医療従事者等の認知度向上と利用促進を図る。他省庁とも連携しつつ統一的な医療DXの広報戦略を策定する。

○診断書等の電子的提出のシステム化構想策定支援事業 60百万円

対象となり得る手続について、提出が必要となる診断書等を医療機関から電子的に発行するための課題等を整理するための調査研究を実施する。

○電子カルテ情報共有サービスのモデル事業および効果検証事業 897百万円

電子カルテ情報共有サービス導入による有用性や機能の効果検証および導入・運用における課題収集を行い、全国的な普及に向けた方策を検討する。

- 電子カルテ情報共有サービスに関する国民・医療従事者等への周知広報事業** **200百万円**
- 電子カルテ情報共有サービスの普及にあたっては、国民及び医療従事者等の理解と主体的な参加が不可欠であるため、医療DX全体との一体感を持った広報活動を通じて、サービスに対する認知及び理解の促進を図る必要がある。そのため効果的な広報戦略を策定・推進することにより、国民が安心してサービスを利用できる環境の整備を目指す。
- 医療法等の一部改正に伴う医療DX拠点集約・環境整備事業** **1,756百万円**
- 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運用に係る母体とするために、組織体制等の見直しに必要な環境整備やシステム改修等を行い、新法人への移行準備を行う。
- 電子カルテ情報等分析関連サービス開発事業** ㊦^{一部} **5,751百万円**
- 「電子カルテ情報等分析関連サービス」について、情報連携基盤・二次利用のための電子カルテ情報DBの設計開発及び開発工程管理・成果管理・実行支援を行う。また、情報連携基盤等の実効的な運用体制構築を行う。
- 標準型電子カルテα版整備事業** ㊦ **2,236百万円**
- 令和7年度においては、対象となる医療機関に共通して必要となる最小限の基本機能を日常の診療現場で利用いただき、モデル事業での課題収集やシステム改修を踏まえて令和8年度以降での本格版提供を計画する。
- 歯科電子カルテの標準仕様策定のための調査事業(再掲)** **205百万円**
- 医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業** ㊦^{一部} **6,568百万円**
- 病院情報システムの標準仕様について詳細化等を行う。また、標準仕様を踏まえたシステムへ移行できる環境を整備する。また、医療DXサービス群のクラウド間連携機能を開発し、先行事業を実施する。
- 物流DXの推進に資する特定保険医療材料マスタ等構築事業** **21百万円**
- 医療機器についてはどの製品にどの区分の保険が適用されているのか網羅的なマスタデータが存在しない状況となっている。そのため、医療機器のうち特定保険医療材料について、製品DBと連携可能な特材マスタを作成し、ホームページ上に公開しリアルタイムでアップデートを行う。

5. 各種施策

1	死因究明等の推進  一部	252百万円 (274百万円) うち、デジタル庁計上予算8百万円
---	---	-------------------------------------

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断等の検査を実施するために必要な経費の支援、検案する医師や死亡時画像診断を行う医師等の資質向上など、必要な施策を講じる。

【死因究明等の推進関係の主な予算の内訳】

- ・異状死死因究明支援事業 111 百万円

【令和7年度補正予算 93 百万円】

○異状死死因究明支援事業

93 百万円

死因究明等の推進を図るため、遺体搬送、死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修、大規模災害等における死体検案に係る資機材・感染防護消耗品の整備を実施するために必要な経費を支援する。

2	国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備  一部	31, 033百万円 (30, 955百万円) うち、デジタル庁計上予算28百万円
---	---	--

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実を図るため、医療及び介護に関する体制の整備及び充実に必要な経費を確保する。

3	国立病院機構における医療政策等の実施	1, 156百万円 (1, 184百万円)
---	--------------------	-----------------------

国立病院機構が行う医療政策等に必要な経費（エイズ対策関係事業、臨床研究事業、医療廃棄物処理経費等）を確保する。

4	経済連携協定に基づく取組み等の円滑な実施	170百万円 (167百万円)
---	----------------------	-----------------

経済連携協定（EPA）に基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

【経済連携協定関係の予算の内訳】

- ・外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業 65 百万円
- ・外国人看護師候補者学習支援事業 104 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 24, 697 百万円を活用

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

5

第3期復興・創生期間における地域医療の再生支援

6, 059百万円 (3, 494百万円)
※東日本大震災復興特別会計に計上

福島県の避難指示解除区域等における地域医療提供体制の確保のため、第3期復興・創生期間においても引き続き必要な支援を行う。

【令和7年度補正予算 8, 196百万円】

○国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備 2, 686百万円

入所者の高齢化が進み、認知症の症状のある入所者も増加している国立ハンセン病療養所において、入所者の安心・安全な療養環境の確保のため、大規模災害に備えた施設整備や防犯対策及び保安整備等を実施する。

○国立病院機構の防災・減災対策 781百万円

独立行政法人国立病院機構において医療施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備を講じる。

○国民保護事案発生時等における対応に向けた取組 170百万円

国民保護事案発生時等における対応の迅速化を図るため、平時における救護班の隊員管理や必要な資器材等の整備、国民保護訓練への派遣調整を行うとともに、国民保護事案発生時における救護班の広域的派遣調整を行う事務局を整備する。また、国民保護事案発生時に活動できる救護班を養成するため、災害医療の知見を有し、国民保護事案に際した活動に同意する医師等を対象とした教育・研修等を行う。

【国民保護事案発生時等における対応に向けた取組関係の予算の内訳】

- ・国民保護事案発生時等に活動する救護班事務局事業 159 百万円
- ・国民保護事案発生時の救護班教育・研修事業 11 百万円

○適切な診療・施術を受けるための機会の選択等に資する広報・実態調査等事業 185百万円

国民が、安心・安全に適切な医療類似行為及び美容医療等並びにオンライン診療といった診療・施術を受けるための機会を選択できるよう、関係する制度・事例等を紹介するための広報実施や、実態の把握(調査及び結果の分析・集計)等を行う。

○医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業 122百万円

各医療関係職種養成所において、当該職種に従事していない様々な医療関係職種などに対し、他の養成課程を受講するための支援等を実施すると共に、医療関係職種におけるキャリ

アチェンジの実態を把握し、課題を整理することで医療関係職種のカリアチェンジの支援を推進する。

○医師等国家試験受験手続オンライン化事業㊦ 1,320百万円

医師及び歯科医師を含む 22 職種の受験手続のオンライン化を推進し国民の利便性の向上を図る。

○国家資格等情報連携・活用システムを用いた医師等の国家資格に関する申請手続きに係るキャッシュレス決済環境の整備経費 69百万円

各種申請のオンライン化に伴い、受験手数料や免許登録税をオンラインで決済可能とする。その際の受験申請手続及び資格申請手続におけるキャッシュレス決済及び住基照会手数料等にかかる費用を負担する。

○免許登録事務支援事業 153百万円

医師等の各種免許の登録にあつては、医療機関等への影響が大きいことから、速やかに免許登録まで行う必要がある。そのため、免許申請の審査等を行う期間の体制を強化する必要があることから、新規免許登録事務の一部を外部委託する。

併せて、早期に免許証を交付するため、申請者に直接免許証を送付するための体制整備を行う。

○医師等国家資格のオンライン申請に係る免許登録管理システム改修事業㊦ 55百万円

国家資格等情報連携・活用システムと医師等免許登録管理システムとの間で資格データを連携し、より効率的な登録業務ができるシステムへの改修を行う。

○医師等免許登録・国家試験関係システム調査研究・調達支援事業㊦ 84百万円

医師等免許登録管理システム等において、第二期共通プラットフォーム等からガバメントクラウドへ移行することとしているため、移行にあつての調達支援を行う。

○試験問題蓄積化及び国家試験業務電算化経費㊦ 59百万円

「国家試験問題 Web 公募システム」及び「医師等国家試験問題検索・編集システム」の改修・更新等を行い、良質で幅広い試験問題の作成を推進する。

○医療従事者届出システム運用・保守及び改修経費㊦ 545百万円

医療機関等に勤務しない医療従事者についてもオンラインでの届出を可能とするため、医療従事者届出システムと国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを連携させる。付随して、事務負担軽減、届出者の利便性向上等に資する改修を行う。

○医療現場における AI 技術等を活用した業務効率化の効果検証等事業 1,550百万円

医療人材の不足や働き方改革の推進が課題になっている現状を踏まえ、独立行政法人国立病院機構の病院において AI 技術等を活用した業務効率化の効果検証事業をモデル的に行い、他の医療機関への展開を行う。

○医療法人経営情報データベース(MCDB)改修事業 395百万円

独立行政法人福祉医療機構が管理する WAM NET の利便性を向上させ、都道府県側の審査・承認等の業務を効率化させるための改修等を行う。

○有事を見据えた経済安定保障の確保のための基幹インフラ制度への医療分野追加にかかる
調査研究事業 23百万円

基幹インフラ制度に追加が検討される医療機関で使用されている電子カルテ・電子機器等の
具体的な製品、提供者のリストアップ及び提供者の状況等について、医療機関・ベンダー等を
対象に調査を行う。

2. 補助金等の適正な執行について

(1) 令和7年度予算の執行について（交付額の確定関係）

令和7年度予算については今後、交付額の確定に関する作業を実施していくこととなる。

各都道府県におかれては、令和8年4月10日（金）までに事業実績報告書が提出できるよう補助事業者に早期の提出を促す等、準備をお願いする。

また、医療施設運営費等補助金や医療施設等設備整備費補助金、医療施設等施設整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）、医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）など大部分の補助金は概算払いであるため、令和8年3月末までに国庫から都道府県の口座へ必要な額を受入る必要がある。

例年、年度内の「受入れ漏れ」が発生しており、概算払いができない事態が生じているため、都道府県内部の関係各課への周知の徹底をお願いする。

ただし、令和8年度へ繰越を行う事業分については、当該年度の国庫財源として活用することから、受入れをしないように御留意いただきたい。繰越手続については、各都道府県に事務委任されているところであり、各財務局への協議について遺漏なきようお願いする。

なお、決算関係作業に伴い、不用・繰越が発生している場合には、その理由等に関して調査を行うので、御協力をお願いする。

(2) 令和8年度予算の執行について

各補助事業において、要望額が予算額を超過した場合は、令和7年度と同様に限られた財源の中で執行することとなり、調整の結果、要望に添えない場合もあるので予め御了知願いたい。

一部の都道府県において書類の提出が遅延すると、結果として全体の作業スケジュールが遅れることになるので、各都道府県におかれては作業の進捗状況を適切に管理し、事業計画書、交付申請書等の提出期限を厳守いただき早期執行に協力をお願いする。なお、令和5年12月28日に交付決定等の早期化に関して連絡しているところ、現時点での執行スケジュールは以下のとおり。各都道府県において円滑に手続きが実施できるように準備願いたい。

・医療施設運営費等補助金

申請受付 7～9月頃

・医療施設等設備整備費補助金

募 集 2～4月中旬頃 申請受付 6～7月頃

・医療施設等施設整備費補助金

募 集 2～4月中旬頃 申請受付 6～7月頃

・医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）

募 集 2～4月中旬頃 申請受付 6～7月頃

・医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

募 集 2～4月中旬頃 申請受付 6～7月頃

(3) 事業計画等の精査にあたって

補助事業の執行にあたって、事業計画を提出いただく際には、要望額を十分に精査し、事業費の過大な見積もり等により補助事業の効率的な執行が妨げられることのないよう、真に必要な事業に特化して要望するようお願いする。

(参考)

- ・医療施設運営費等補助金（都道府県事業分）

令和7年度 予算額約49億円、要望額約62億円

令和8年度 予算案額約68億円

- ・医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

令和7年度 予算額約267億円、要望額約410億円

令和8年度 予算案額約283億円

また、昨年度に引き続き今年度においても、内示額を下回る交付申請をした事例があったため、事業計画と交付申請の内容が著しく異なることがないように精査願いたい。内示額を下回る交付申請を行った都道府県においては、次年度以降、補助金交付の際に考慮した上で配分する可能性があるため御留意願いたい。

(4) 財産処分について

財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、各省各庁の長の承認を受けずに行ってはならないことと規定され、平成20年4月17日医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（最終改正：令和5年8月30日医政発0830第6号）により処理しているところであるが、近年、承認申請が事後に行われる案件が増加しているため、例えば交付決定通知と同時に財産処分手続きに係る通知の送付や、医療施設からの転用を行う手続きの窓口となる政令市や保健所等に転用の申請があった際は情報提供いただく等、事前申請の徹底が図られるようお願いする。

財産処分については、慎重な審査を行うためにも処分予定日までに余裕のある申請（原則、処分予定日の2カ月前まで）をお願いする。ただし、早急に承認が必要な案件については、個別に御相談いただきたい。

(5) 会計検査院による指摘等について

補助事業の執行に当たっては、大部分の補助事業者・間接補助事業者等は、関係法令、実施要綱、交付要綱、交付決定の際に付された条件等に従って執行していただいているものと考えているが、会計検査院等から不適切な補助金の執行などについて指摘を受けている例がある。また、会計検査院による指摘以外にも補助金の執行について問題のある事例が発生しており、一部取り消しや減額、加算金を付しての返還命令等の処分が実施されているところである。

これまでも、会計検査院等から指摘があった場合はその都度、不適切な事例や補助金の適正な執行について周知を図ってきたところであるが、改めて、会計検査院や総務省から過去に指摘のあった主な事例や留意事項について以下に挙げたので、各都道府県においては、これらの点に留意し、補助金の審査体制を整えるとともに、必要に応じ過去の補助金の総点検や補助事業者等に対する現地調査を行うなど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項に定める趣旨を踏まえて補助事業等の適正な執行に努め、またこれらの補助金の適正な執行については、補助事業者・間接補助事業者等に対し、必ず周知されるようお願いする。

厚生労働省としても、今後も補助事業等の執行状況について、必要に応じて現地調査等を実施する予定なので、御了知願いたい。

ア. 都道府県等における留意事項

(ア) 交付申請時における十分な審査

(適正な対象経費の計上、適正な費用算定方法、事業の利用見込又は過去の実績等を踏まえた実効性 等)

(イ) 実績報告時における審査

(事業実施状況の確認、交付申請時に審査した事項の再確認、契約書等証拠書類との整合性 等)

(ウ) 定期的な監査等による点検

(補助事業者における書類等の整備、事業目的にあった効率的な活用状況等)

(エ) 補助事業者等に対する指導

(補助事業者等として遵守すべき事項の周知 等)

イ. 過去に会計検査院や総務省から指摘のあった主な事例

(ア) 救急医療情報センター運営事業（医療提供体制推進事業費補助金）

- a. 情報システムや専用端末の利用が低調であり、センターの目的である救急医療・災害医療に係る総合的な情報収集及び提供機能が十分果たされていないことから、利用率向上の取り組みが必要と指摘された。
- b. 兼務者の人件費を按分せずに全額補助対象経費として計上したため、一部が補助対象外となった。

(イ) 救命救急センター運営事業（同）

- a. ドクターカーの運転手の確保に係る経費の算定が不適切であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。

- b. 補助対象経費の算出が過大（減価償却費の計上に当たり国庫補助を受けた財産に係る分を計上、給与費から控除すべき手当を控除しない等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- c. 選定額の算出方法に誤り（基準額と差引事業費の多い方を選定）があり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- d. 補助対象経費の積算が過大（借入利息を計上等）であり、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- e. 収入額に手術料、麻酔料等の診療収入を計上していないため、交付決定の変更（減額）が必要になった。
- f. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の病床確保料の対象となっている病床と同一病床に対して補助を行っていた。

(ウ) 休日夜間急患センター設備整備事業（同）

管理台帳を作成していなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

(エ) 共同利用施設設備整備事業及び救命救急センター設備整備事業（同）

内示通知前に購入した医療機器について、契約日を内示日以降の日付に改ざんする等した事業実績報告書等を提出することにより補助金の交付を受けていたため、交付決定の取消し及び補助金の返還が必要となった。

(オ) 専門医認定支援事業（医療施設運営費等補助金）

補助対象経費の積算が過大（旅費の計上にあたり事業に関係しない旅費を計上）であり、一部が補助対象外となった。

また、補助対象経費の積算において重複（プログラム毎の従事時間を重複計上）し、再確定及び補助金の返還が必要となった。

(カ) 医療施設近代化施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金）

事業の一部（電子カルテ等の整備）が未実施であり、補助要件を満たしていなかった。

(キ) 地域医療再生基金事業（基金）

- a. 内示通知前に購入した医療機器について、契約日を内示日以降の日付に改ざんする等した事業実績報告書等を提出することにより助成金の交付を受けていたため、交付決定の取消し及び助成金の返還が必要となった。
- b. 複数の請負業者と契約を締結し、請負契約が全て完了したとして実績報告書等を提出していたが、一部の契約については年度末までに完了していなかったにもかかわらず虚偽の実績報告等を提出していたため過大に取り崩されて使用されているとして不当と認められた。

(ク) 小児救急医療支援事業 (H26 年度廃止 (医療提供体制推進事業費補助金))
診療日数の算定方法に誤りがあったため、交付決定の変更 (減額) が必要になった。

(ケ) 第二次救急医療施設勤務医師研修事業 (H26 年度廃止 (同))

- a. 補助対象外の経費を補助対象経費として計上したため、交付決定の変更 (減額) が必要になった。
- b. 県が実施主体であるにもかかわらず県職員に謝金を支払ったため、交付決定額の変更 (減額) が必要になった。
- c. 委託先の講師謝金単価が県よりも高額の事例があり、調整が必要となった。

(コ) 児救急地域医師研修事業 (H26 年度廃止 (同))

補助対象経費の支出を裏付ける証拠書類が残されていなかったため、実績報告の担保が取れなかった。

(サ) 看護師等養成所運営事業 (H26 年度廃止 (医療関係者研修費等補助金))

補助金の経理において、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、補助対象事業費の精算が課題となった。

ウ. その他、問題になった事例

(ア) へき地歯科巡回診療班運営事業

(H26 年度廃止 (医療施設運営費等補助金))

補助事業において県職員による横領、不適切経理が行われた。(厚生労働本省による立入検査実施)

(イ) 看護師等養成所運営事業 (H26 年度廃止 (医療関係者研修費等補助金))

養成所の合併に起因する混乱から、補助金事務に必要な経理関係の書類が一部紛失した。(厚生局による立入検査実施)

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）

（関係者の責務）

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業者等又は間接補助事業者等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

（中略）

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

3. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の処理について

医政局が所管する補助金等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額については、各交付要綱の定めるところにより補助事業者（間接補助の場合は間接補助事業者をいう。以下同じ。）から報告書を提出いただき、その全部又は一部を国庫又は都道府県に納付することとしているところである。

当該事務については各都道府県の御協力をいただき、提出された報告書に係る作業を順次進めてきたところであるが、以下のような課題も発生しているため、各都道府県におかれては御留意の上作業を行っていただくようお願いする。

（1）報告書の確認等について

仕入控除税額報告書の必要書類及び返還金の計算方法については、平成 17 年 9 月 20 日医政発第 0900006 号「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」によりお示ししているところであるが、書類の不備や計算方法の誤り等が少なからず発生しているところである。

各都道府県においては、当該医政局長通知を再度ご確認ください作業を行っていただくとともに、ご不明な点があれば、随時医療経理室決算第一係までお問い合わせいただくようお願いする。

（2）予算措置について

国庫への返還金については都道府県において予算措置を行う必要があるため、返還金が生じる報告書を提出いただいた場合は、国から返還命令を発出した後、すみやかに返還手続きを行えるよう、予算措置について報告書の提出と併せて準備をお願いする。

なお、返還時期については例年 3 月中旬～4 月中旬となっているため、都道府県において担当者の人事異動等があった場合においても、担当者間で適切に引き継いでいただく等、返還手続に漏れがないようお願いする。

（3）補助事業者への周知について

医政局所管の補助金については仕入控除税額に係る返還の規定が全ての交付要綱に定められているところである。各都道府県におかれては適宜注意喚起等を行っていただき、報告書の提出漏れのないよう周知をお願いする。

（4）報告書の提出について

報告書の提出時期については、各補助金に係る交付要綱において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には速やかに、遅くとも補助事業完了

日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならないと定められている。

しかしながら、相当以前の事業年度に係る報告書が提出されることが少なからず生じており、またこれは単純な遅延という問題に留まらず、仮に間接補助事業者から提出のあった報告書が都道府県に滞留していた場合、報告書の紛失という事態も引き起こしかねないため、適切な対応をお願いします。

(5) 基金事業の場合について

地域医療介護総合確保基金等の基金事業については、「都道府県が事業者から返還させた額を直ちに国に納付する必要がなく、基金に戻して他の計画事業への有効活用が可能」という点において、一般的な補助金との違いがあることから、国への事業ごとの仕入れ控除相当額の報告は必要ない。ただし、基金の効率的・効果的な運用から見ても、事業者から都道府県に速やかに返還させる必要があるという点では、一般的な補助金と同様となるので遺漏無きようお願いする。

なお、医療施設耐震化臨時特例交付金において会計検査院が検査した結果、

①事業者から報告を受けていたが返還させていなかった

②事業者から報告を受けておらず返還させていなかった

ことにより、基金に積み立てていなかった、基金の解散後には国庫に返還していなかった、として平成28年度決算検査報告において不当事項として記載されていることから、注意をお願いしたい。